

**退職給付（ステップ１）
適用時期の検討**

１．検討の背景

- 平成 22 年 3 月に公表した公開草案では、下記の適用時期を提案していた。

項 目	適用時期
(1) (2)を除くすべて（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法及び開示の拡充など）	平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、平成 23 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができる。
(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しなど	平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の期首から適用することができる。

(2)の適用にあたっては、その適用前に期間定額基準を採用していた場合であっても、適用初年度の期首において、給付算定式に従う方法を選択することができる。

- 公開草案に対するコメントの中には、適用時期について、さまざまな意見が寄せられた（参考 1 を参照）。
- コメントを受けて、第 208 回企業会計基準委員会（平成 22 年 8 月 26 日）において、適用時期を審議している。
- 公開草案を公表した直後のプロジェクト計画表（平成 22 年 4 月）では、退職給付（ステップ 1）の最終基準化は平成 22 年第 4 四半期（10～12 月）を予定していたが、現在もなお審議が継続中の状況を踏まえ、公開草案で提案した適用時期を改めて検討する。

２．未認識項目の一括負債計上

(1)強制適用

公開草案	検討の方向性
平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（＝平成 24 年 3 月末）から。	A 案：平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 24 年 6 月第 1 四半期）から。 B 案：平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末（＝平成 25 年 3 月末）から。

(A 案の考え方)

- ✓ 未認識項目の金額は注記情報として年度末で把握していることから翌期首において直

ちに対応可能であると考えられる点や、一括負債計上に当たっては退職給付債務の計算方法に変更はない点などを踏まえ、来年４月以後開始する事業年度の期首から適用する。

（Ｂ案の考え方）

- ✓ 退職給付は企業会計のみならず、退職給付制度の運営実務や法規制などの分野にも影響を及ぼし得る重要な内容であることを踏まえ、公開草案で提案した適用時期よりも１年遅らせる。

（検討の方向性）

- ✓ 会計基準の改正に直ちに対応可能であるとしても、退職給付会計の重要性や改正による影響を考慮すると、Ｂ案が適切と考えられるがどうか。

（２）早期適用

仮に上記の強制適用をＡ案（平成２４年６月第１四半期から）とする場合、早期適用の例として平成２３年３月３１日に終了する事業年度末は既に進行期であり、事実上、適用を認めることは難しい。

このため、強制適用をＢ案（平成２５年３月末から）とする場合の取扱いを検討する。

公開草案	検討の方向性
平成２３年３月３１日以前に開始する事業年度の年度末から。	１案：平成２４年３月３１日以前に開始する事業年度の年度末から。 ２案：平成２４年４月１日以後開始する事業年度の期首（＝平成２４年６月第１四半期）から。

（１案の考え方）

- ✓ 強制適用の時期以前の年度末からを、早期適用の対象とする。

（２案の考え方）

- ✓ 年度内の会計処理を首尾一貫させたい、各四半期末及び年度末の財政状態を揃えたいなどのニーズに配慮し、期首（ただし、来年４月以後）からの適用を認める。

（検討の方向性）

- ✓ 会計基準が最終基準化された後に関係諸法令等が改正される期間を考慮すると、１案の適用は範囲が限られてくる（例えば、１２月決算の場合、関係諸法令等が平成２３年１２月末までに改正されれば平成２４年１２月期の早期適用が可能になると考えられる。）このため、２案が適切と考えられるがどうか。なお、この場合、期首時点で前期末の未認識項目の残高を純資産の部に直接計上することになる。

３．退職給付債務及び勤務費用の計算方法

本検討は、前頁までのＢ案及び２案を前提としている。

(1)強制適用

公開草案	検討の方向性
平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から（＝平成 24 年 6 月第 1 四半期）。	<p>a 案：平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 25 年 6 月第 1 四半期）から。ただし、当該期首からの適用が困難と認められる会社については、所定の注記を条件に、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 26 年 6 月第 1 四半期）からも認める。</p> <p>b 案：平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首（＝平成 26 年 6 月第 1 四半期）から。</p>

(a 案の考え方)

- ✓ 当初予定していた最終基準化の時期を半年以上過ぎていることから、公開草案で提案した適用時期よりも 1 年遅らせる。ただし、公開草案に対するコメントでは、給付算定式基準への対応や割引率の見直しへの対応に準備期間を要するため、適用時期をもう 1 年延期すべきという意見が多く寄せられたことを踏まえ、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において所定の注記をすることを条件に、さらに 1 年遅れて適用することも認める¹。

(b 案の考え方)

- ✓ 公開草案に対するコメントでは、適用時期をもう 1 年延期すべきという意見が多く寄せられた。a 案は、公開草案よりも 1 年延期した適用時期となっているが、実務対応の準備期間を考慮し、さらに 1 年遅らせる。

(検討の方向性)

- ✓ b 案は早期適用の期間が長くなる可能性があり、比較可能性の観点からは好ましくない。
- ✓ このため、平成 25 年 6 月第 1 四半期からを強制適用とするものの、所定の注記を条件として、1 年遅れの適用も認める扱いを設ける a 案が適切と考えられるがどうか。

¹ 現行の「退職給付に係る会計基準」は、平成 12 年 4 月 1 日以後開始される事業年度から実施されているが、企業年金に関する数値計算実施上の関係者の環境整備の状況から、平成 12 年 4 月 1 日以後開始される事業年度から直ちに当該基準に基づく会計処理を適用することが困難であると認められる会社については、平成 12 年 4 月 1 日以後開始される事業年度においては、当該基準に基づく退職給付債務及びその内訳等主要な事項について注記を行うことを条件に、平成 13 年 4 月 1 日以後開始される事業年度から適用できることとされていた。

(2) 早期適用

公開草案	検討の方向性
平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の期首から。	<p>案：平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首 (=平成 24 年 6 月第 1 四半期) から。</p> <p>案：(強制適用が a 案の場合)認めない。 (強制適用が b 案の場合)平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首 (=平成 25 年 6 月第 1 四半期)から。</p>

(案の考え方)

- ✓ 早期適用したい会社のニーズに配慮する。

(案の考え方)

- ✓ 受託機関の受入体制を考慮し、平成 25 年 4 月 1 日以後の期首から認める。

(検討の方向性)

- ✓ IFRS の任意適用に向けた準備が開始されている状況にあるため、受託機関において相応の対応は可能と考えられる。早期適用したい会社のニーズを踏まえると、案が適切と考えられるかどうか。

(3) 給付算定式基準の選択

本会計基準の適用前に期間定額基準を採用していた場合であっても、退職給付債務及び勤務費用の計算に係る内容の適用初年度 (早期適用や a 案の強制適用の翌期 (平成 26 年第 1 四半期) の適用を含む) の期首において、給付算定式基準を選択できる (公開草案と同様) 。また、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない。

なお、本会計基準の適用初年度の翌年度以降において、正当な理由により退職給付見込額の期間帰属方法を変更する場合には、会計方針の変更として扱い、原則として遡及適用することとなる。

4 . 注記の拡充

・ 強制適用

公開草案	検討の方向性
平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の 年度末（ = 平成 24 年 3 月末 ） から。	平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の 年度末（ = 平成 25 年 3 月末 ） から。

（ 検討の方向性 ）

- ✓ 当初予定していた最終基準化の時期を半年以上過ぎていることから、公開草案で提案した適用時期よりも 1 年遅らせる。

以上

(参考1) 公開草案に寄せられたコメント(第205回企業会計基準委員会(平成22年7月6日)資料より抜粋)

適用時期等	
52) 1年延期すべき	適用時期を少なくとも1年延期すべきである。企業において、退職給付債務の評価方法を選択するのに相当の時間を要すると考えられることや、退職給付見込み額の期間帰属方法の決定に関しては、我が国のIFRSの強制適用の可否が関わってくると考えられるためである。
	退職給付見込額の期間帰属方法の見直し及び割引率の見直しについて、その検討に相応の時間がかかると見込まれることから、適用時期を1年程度先延ばしすることが望ましい。
	IASBの動向も踏まえ、短期的な改訂を繰り返すことのないよう、導入時期等については十分な配慮をお願いする。なお、会計基準案第16項から第21項に関しては、適用時期を少なくとも1年程度は延期して頂きたい。
53) 一定の準備期間が必要	適用開始時期については、更なる準備期間(1年以上)が必要と考えられる。 理由： 退職給付見込額の期間帰属方法の変更及び割引率設定等は、専門的内容であるため企業が理解するのに相当の時間を要することが想定される。また、我が国の退職給付制度は、欧米の制度に比べてバリエーションが多いことから、退職給付債務の「新しい評価方法」を我が国の制度へ適用するにあたっては、十分な検討を行なう必要がある。さらに、システム改定等が必要となること等から対応に相応の期間が必要である。
	国際会計基準では2011年前半に第1フェーズの最終基準の公表が、わが国では2012年に国際会計基準を強制適用するかどうかの判断がなされる予定である。このようなスケジュールの中で、今回の会計基準の改定にあたっては、各企業で十分な検討や適切な判断ができるよう、その内容に応じた準備期間を設ける必要がある。
	退職給付見込額の計算について給付算定式に従う方法を選択した場合、年金数理人との協議

	を含めて実務対応に負荷がかかることが予想されるため、実務処理に定着が図れるよう十分な準備期間を考慮して頂きたい。		
54) 改正 IAS19 の適用時期に配慮すべき	数理計算上の差異の即時認識について、強制適用時期が 2011 年 4 月以後開始する事業年度の末日からと設定されているため、2011 年の中頃までの改善完了を予定している国際会計基準(改正 IAS19 号)の強制適用時期に先行し、国際会計基準を導入している国に先駆けて「即時認識」が強制化される点に懸念がある。		
55) ステップ 2 以降に適用すべき	貸借対照表における即時認識について、IAS19 号改正公開草案(フェーズ 1)は、2011 年上期には決着し内容が確定する見込みであり、IASB の公開草案の決着次第で本公開草案(ステップ 1)はすぐ見直さなければならなくなるので、IASB の公開草案に合わせ来年度のステップ 2 を終えてから適用を開始すべきである。		
56) IFRS 強制適用を勧奨すべき	退職給付債務及び勤務費用の計算方法の適用時期について、わが国における IFRS を強制適用するかどうかの判断が 2012 年に行われること及び IAS19 号改正(フェーズ 1)の決着見込みが 2011 年上期であることから、その内容をよく吟味した上でスケジュール化すべきである。我が国の退職給付制度は多様であるため、いきなり給付算定式に移行するには無理がある。実際の各企業における選択は、IFRS の強制適用の有無が重要であり、アドプション議論の進捗度合いを勧奨し適用期日を定めるべきである。		

以上